

会議開催のお知らせ

令和6年度

栃木県慢性疾病児童等地域支援協議会

栃木県慢性疾病児童等地域支援協議会設置要綱に基づき、本県における小児慢性特定疾病児童等の支援体制を整備するため、下記のとおり令和6年度栃木県慢性疾病児童等地域支援協議会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 開催日時

令和7（2025）年2月25日（火曜日） 午後3時00分から

2 開催場所

栃木県庁研修館402研修室（宇都宮市埴田1-1-20）

3 議題

- (1) 栃木県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について
- (2) その他

4 傍聴定員

5名

5 傍聴申込みについて

傍聴を御希望される方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。

なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定しますので、あらかじめ御了承願います。（詳細については、別紙の傍聴要領を御覧ください。）

6 問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課難病対策担当
（栃木県慢性疾病児童等地域支援協議会事務局）
TEL 028（623）3086

傍 聴 要 領

栃木県慢性疾病児童等地域支援協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻 15 分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。申込みをした方に、整理券を配布します。

傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻 30 分前から受付を開始します。

- (2) 傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻 15 分前に受付を終了します。

その時点で、

- ① 傍聴申込み者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 傍聴申込み者が傍聴定員に満たない場合は、整理券の交付を受けた方全員に傍聴を許可します。
また、傍聴定員に達するまで先着順に傍聴を許可します。この場合の受付は、会議の開催予定時刻 5 分前に終了します。
- (3) 傍聴を許可された方は、開催予定時刻 5 分前までに、会場受付で住所、氏名、年齢及び職業を記入し、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 会議開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。